

副 本

令和2年(ワ)第32232号 国家賠償請求事件

原 告 株式会社Bot Express

被 告 国

答 弁 書

令和3年2月12日

東京地方裁判所民事第44部甲合議2A係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 山 本



部 付 石 井 広 太 朗



訟 務 官 久 保 田 貴



〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省自治行政局住民制度課

理 事 官 平 野 智



課 長 補 佐 光 永 祐



課 長 補 佐 荒 川



係 長 平 野 聡



係	長	仁	木	孝	明	
主	査	小	林	広	生	
主	査	内	山	諒	子	
総務事務官	濱	田	興	己		

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付す場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決書の正本が被告に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上